

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年7月20日（平成28年（行個）諮問第117号）

答申日：平成28年11月10日（平成28年度（行個）答申第124号）

事件名：本人が申告した人権侵犯事件に係る記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし24に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月30日付け札幌第110号により札幌法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、全部開示すると決定を求める

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

本件は、北海道庁から管理組合の対応が、あまりにも酷過ぎるので人権擁護委員会を紹介すると言って回された案件なのに、その管理組合と法務局が癒着して、本来、人権を擁護しなければ成らない請求人を叱りつけ、人権破壊をする理事長らを擁護した。まして請求人が申し立てている相手方は、管理組合理事長（特定個人A）であるにも拘らず、特定個人Aが相手方（特定個人B）に取り替え、法務局もこれを容認した。しかし、その行為は例えて言えば、検察庁が被疑者を取り違えて、事情聴取をするようなものであり、許されない事だと思うので、更に半年後、同じ訴えを法務局にした処、二度目の担当者は、最初の担当者の誤りを認めて、請求人に謝罪した。

此の度、請求人が、本件の開示請求を求めた処、殆どが黒塗りにした決定書が出て来たが、それは最初の担当者の不適切な対応を隠すための不開示だと思うので、全てを明らかにして欲しい。

また札幌法務局の対応に対する不服申立の期間や、申立文書のタイト

ル等も教示して欲しい。

(略)

開示請求で取り寄せたものを見ても、私共の主張していた事と、違う記載がなされている。その書面を甲第1号証として提出する。

本書面には、その最後の二行を貼布する。

このような嫌がらせをやめてほしいと思います。話合いで解決できるのであれば、理事長との話合いに応じる気持ちはあります。

この表現は、理事会が話し合いを行いたがっているのに、私共がイヤがっているかのような表現ではないか。

理事長が話し合いをすと言うのであれば、(申立人も仕方ないから)話し合いに応じる気持ちはあります、と言っているような表現ではないか・・・これは明らかに似て非なるものであり、札幌法務局が特定理事長にを守る為に、申立人の訴えた表現を、摩り替えたのではないかと考えている。

申立人は、不本意な表現を、次のように訂正したい。

人権擁護委員会は、他の機関よりも強い権限を有しているやに聴いているので、貴会が双方の間に入って、何とか話し合いをさせて欲しいと依頼した。

(略)

札幌法務局と特定理事会は癒着していると思うので、現在隠している黒塗りの部分を取り除いて明らかにして欲しい。

## (2) 意見書

(略)

諮問庁は、札幌法務局の親分筋に当たるので、同局を庇って海苔弁当のような、聴取報告書を、諾とするのであろうが、申立人は個人であるのに対し、管理組合(特定理事会)や札幌法務局は機関なのである。そこが回答拒否をして逃げ回ったり、嘘をついて誤魔化したり、札幌法務局と癒着している姿は情ない。

人権擁護委員会が、札幌法務局の行為を驚き呆れているのは、尤もな事で、人権を擁護しなければ成らない申立人(特定個人名)を蹴散らして、人権を破壊する特定理事会を擁護しているのは、噴飯ものである。

組織や機関は個人よりも説明責任がある筈なのだから、逃げ回ったり、海苔弁当で不都合な事を隠す事なく明らかにして欲しい。海苔弁当の海苔を除いて、全てを明らかにする事は、三者とも(申立人、相手方、札幌法務局)、それぞれ恥をかく事に成るのかも知れないが、申立人はたとえ恥をかいても、特定理事会や札幌法務局の嘘や違法不当行為、欺瞞や癒着が明らかに成るならいいと考えている。

申立人は、諮問庁が札幌法務局を指導監督をする立場にありながら、それを庇って情報公開を阻もうとするならば、全国にこの実態を訴えて、どちらが悪いかに聞いて貰いたいと思っている。

どうか総務省は、全ての情報を公開して、公務員が札幌法務局のような狡い事をしないように、させて欲しい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

#### 1 理由説明書

##### (1) 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった保有個人情報の名称は、特定年月日に審査請求人が人権侵害について申告した内容の結果に関する人権侵犯事件記録一式である。

処分庁は、下記(4)の理由により、平成28年3月30日、保有個人情報の部分開示決定をし、同日付け札幌第110号「保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で審査請求人に通知した。

##### (2) 「人権侵犯事件記録」に編綴される書類及びその記録内容について

人権侵犯事件とは、国民に保障されている基本的人権が侵害された疑いのある事件をいい、法務省の人権擁護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、人権侵犯の疑いのある事案について、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すことである。

人権侵犯事件記録に編綴される書類は、事件関係者から事情聴取した際の聴取報告書、事件の関係者から提出のあった資料、事件処理についての局内の決裁文書、及び救済手続に関する書類などである。これらの書類には、事件の概要、事件関係者の住所・氏名・職業・年齢、事件関係者から聴取した供述内容、局内における事件についての検討状況等が記録されている。

##### (3) 審査請求の趣旨について

審査請求人は、札幌法務局長が行った平成28年3月30日付け部分開示決定処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

##### (4) 部分開示を行った理由について

ア 審査請求の対象である前記人権侵犯事件記録一式(以下「本件人権侵犯事件記録一式」という。)の中には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌憚のない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

- イ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者に開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求

める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申し出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

なお、関係者の住所、氏名等の個人識別情報のみを不開示とすることの是非については、たとえ当該個人識別情報のみを不開示としたとしても、事件関係者であれば、供述の内容から供述者を特定したり、特定には至らないにしても、供述者を推測することは可能であることから、事件関係者間において無用のトラブルが発生し、人権侵害による被害者救済の目的が達成できないおそれがあるため、個人識別情報以外の部分を含めて不開示とせざるを得ない。

ウ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が含まれている。

これらの情報は、法14条2号に該当するとともに、これが開示されることとなれば、被害者その他の関係者がありのままに事実を述べることをちゅうちょするようになるだけでなく、調査そのものに協力することも拒否するようになり、人権侵害の救済を求め人が法務省の人権擁護機関に被害の申告をすることを差し控えたりするおそれもあり、その情報の開示によって、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当する。

エ 本件人権侵犯事件記録一式の中には、法務局に設置されている専用端末に関するURL（公開されていないもの）が含まれている。

同URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

#### (5) その他

審査請求の対象となっている本件人権侵犯事件記録一式のうち、不開示情報に該当する部分及び不開示理由のいずれに該当するかについては、別紙のとおりである。

別紙中、「不開示理由」欄のAないしEは、不開示理由が上記(4)のAないしEのいずれに当たるかを示している。

## 2 補充理由説明書

本件保有個人情報のうち、通し番号57（メール文書）の本文の一部として不開示とした情報の中には、法務省人権擁護局調査救済課の非公表の直通電話番号が含まれている。

当該電話番号は職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いることを想定して、平日の業務時間外や土、日、祝日等の電話交換業務が行われていないときであっても、緊急を要する電話等を直接受電できるようにするため設けたものであるところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がみだりに当該電話番号に架電して回線がふさがるとし、事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年7月20日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年8月4日     | 審議                |
| ④ | 同年10月4日    | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月14日      | 諮問庁から補充理由説明書を收受   |
| ⑥ | 同月24日      | 審査請求人から意見書を收受     |
| ⑦ | 同年11月8日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が人権侵害について申告した内容の結果に関する人権侵犯事件記録一式に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし24に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）をその対象として特定した上で、その一部が、法14条2号及び7号の不開示情報に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示情報該当性について、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 不開示部分について

当審査会において、本件対象保有個人情報を見分したところ、本件対象保有個人情報が記録されている文書は、別紙のとおり、事件記録表紙（文書1）を筆頭に、一般事件開始報告書（文書2）や特別事件開始報告書（文書3）の外、聴取報告書（文書4等）や特別事件調査結果報告書（文書20）及び特別事件処理報告書（文書22）等の計24の文書から構成されており、その内容から、これらの文書は、審査

請求人が申告した特定の人権侵犯事件処理に関する一連の文書であると認められる。

そして、上記各文書に記録された保有個人情報のうち、文書 1, 4, 8, 16, 22 及び 23 の計 6 文書については、原処分において全部開示され、その余の 18 文書については、別紙の「不開示部分」欄に掲げる部分が不開示とされていると認められる。

(2) 人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている部分について

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書 2 及び文書 3 の「調査計画」欄、②文書 20 の「処理方針」欄、「調査事実の要旨」欄、「参考事項」欄、「添付書類」欄及び添付書類の全部、③文書 21 の件名及び本文の一部並びに④文書 24 の文書の宛名及び本文の記載部分には、人権侵犯事件に関する職員間の協議・検討の内容に関する情報が含まれている。

人権侵犯事件の処理に当たっては、証拠の評価、関係者の対応や事件に対する姿勢など様々な事情を総合的に判断して、どのような措置が自主的な紛争の解決に最適かを判断する必要がある。職員間での忌憚のない意見が事件関係者に開示されることになると、事件についての心証、供述の信用性への疑問、当事者の対応についての問題点などの意見をめぐって関係者から反発を招いたり、事件当事者間の関係を悪化させることもあり得る。

また、人権侵犯事件に関する法務省の人権擁護機関の措置には強制力がなく、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止等を促すものであることから、自主的な紛争の解決を図るためには、人権擁護機関の判断を説得的に説明し、当事者の理解を得るようにする必要がある。しかしながら、内部での様々な意見が当事者に開示されると、このような制度自体の目的を達成することができなくなるおそれがあることから、このような事態が生じることをおそれて、職員が、自己の意見に対する事件関係者の反応を意識し、率直な意見を述べたり、それを記録することをちゅうちょする等して事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、これらの情報は法 14 条 7 号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

上記アの不開示部分には、法務局内部における本件の人権侵犯事件の取扱いや処理についての内部的な協議・検討を行った状況やその結果が、本件事案の処理に係る職員の率直な意見・評価又は心証等

とともに記録されていると認められる。

人権侵犯事件の調査事務は、その事務の性質等に照らし、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

かかる必要性に鑑みれば、当該不開示部分に記録された内部的な協議・検討の過程やそこにおいて出された意見・評価又は心証等が開示されることになると、職員において、今後の人権侵犯事件一般に係る事案の検討に際し、その内容が開示された場合の影響等を憂慮する余り、十分な検討や率直な意見を述べることを差し控えるなどして、自由かつ達な意見交換が行われなくなり、ひいては国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- (3) 審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容及び当該被聴取者を推認させる情報等が含まれている部分について（上記（2）で判断した部分は除く。）

ア 諮問庁の説明の要旨

①文書5ないし7、文書9ないし15及び文書17ないし19の「被聴取者」欄の記載部分には、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報が記録されており、また、②文書5ないし7、文書9ないし15及び文書17ないし19の「聴取内容」欄並びに③文書15の資料の全ての記載部分には、審査請求人以外の関係者からの事情聴取の内容又は当該被聴取者を推認させる情報が含まれている。

人権侵犯事件においては一般に人権侵害をめぐって当事者間に紛争が発生しており、関係者が事件の調査に協力した事実や被害者その他の関係者に対する調査の内容等がその他の当該事件の関係者が開示されると、紛争が一層複雑化し、あるいは調査に協力した者が何らかの報復や不利益を受けるおそれがある場合が少なくない。人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保障されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、本件報告書を含む人権侵犯事件記録の取扱いに少なから



ぬ関心を払っている実情からは、審査請求人以外の者からの事情聴取の内容や当該被聴取者を推認することができる情報を第三者に開示すると、被害者その他の関係者が事実をありのまま述べることや証拠を提供することをちゅうちょしたり、調査そのものに協力することを拒否するようになる。また、そもそも、人権侵害の救済を求める人が、法務省の人権擁護機関に被害の申し出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方へ啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなることとなる。したがって、これらの情報は法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

また、審査請求人以外の特定の個人を識別する情報は、同条2号にも該当する。

#### イ 検討

上記アの不開示部分には、本件の人権侵犯事件において、法務局が審査請求人以外の関係者から事情を聴取した内容等が記録されていると認められる。

強制的な手段を持たない人権侵犯事件の調査は、その事務の性質等に照らし、関係者の協力を得ながら行われるものであり、もともと当事者間に何らかのトラブルや紛争が生じている場合も少なくないと認められることから、これらの情報が開示され、関係者に関する情報や事件の調査に協力した事実、その内容等が他の関係者等に明らかにされると、関係者が事実を述べたり証拠を提供することに消極的になるなどし、調査に協力することを拒否するようになるなど、人権侵犯事件の調査事務に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

また、人権擁護機関の事実認定は、人権救済の申立人及び被害者の申告内容のみならず、当該申立人及び被害者以外の関係者に対する調査結果を踏まえたものであることは明らかであるから、当該不開示部分を開示すれば、調査の相手方その他の関係者の反発を招くおそれがあるばかりではなく、そもそも調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得つつ進めていく必要のある人権侵犯事件の調査手続自体に対する不信を招いたり、これに対する協力を得られなくなる事態を生じさせかねず、ひいては今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、法14条2号について判断するまでもなく、同条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(4) 法務局に設置されている専用端末に関するURL及び法務省人権擁護局調査救済課の非公表の直通電話番号について

ア 諮問庁の説明の要旨

(ア) 当該URLは一般には公開されておらず、これが開示されることになれば、外部からの不正なアクセスの危険が高まり、情報の改ざんやなりすましメールの送信等が行われるおそれがあるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

(イ) 当該電話番号は職員、関係機関その他の関係者との間での連絡に用いることを想定して、平日の業務時間外や土、日、祝日等の電話交換業務が行われていないときであっても、緊急を要する電話等を直接受電できるようにするため設けたものであるところ、このような情報が開示されることになれば、外部の者がみだりに当該電話番号に架電して回線がふさがるとし、事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、法14条7号柱書きの不開示情報に該当する。

イ 検討

文書21は、本件人権侵犯事件に関し、法務省人権擁護局から札幌法務局に送信されたメール文の写しであると認められるところ、その下部には、URL（ネットワークにおける機器の所在を示すもの）の一部とみられる情報が記載され、また、法務省人権擁護局調査救済課の直通電話番号が記載されており、これらが不開示とされていると認められる。

当該URLについては、その記載内容から、法務省内部のネットワークに関するものであると認められ、また、当該電話番号は、法務省人権擁護局調査救済課の直通番号であると認められ、これらの情報が一般に公開されている特段の事情も見当たらないことから、諮問庁の上記説明に不自然、不合理な点はなく、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条7号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史

別紙

文書番号	保有個人情報 (文書名)	通し 番号	不開示部分	不開示理由 (第3の1 (4)の)
1	事件記録表紙	1		
2	一般事件開示報告書	2～3	調査計画欄	ア
3	特別事件開始報告書	4～5	同上	同上
4	聴取報告書	6～7		
5～7	聴取報告書	8～ 14	被聴取者欄及び聴取内容欄	イ及びウ
8	聴取報告書	15～ 16		
9～14	聴取報告書	17～ 28	被聴取者欄及び聴取内容欄	イ及びウ
15	聴取報告書	29～ 42	被聴取者欄，聴取内容欄及び資料の全て	同上
16	聴取報告書	43～ 44		
17～19	聴取報告書	45～ 50	被聴取者欄及び聴取内容欄	イ及びウ
20	特別事件調査結果報告書	51～ 56	処理方針欄，調査事実の要旨欄，参考事項欄，添付書類欄及び添付書類	アないしウ
21	メール文書	57	件名及び本文の一部	ア
			直通電話番号及びURL	エ
22	特別事件処理報告書	58		
23	文書	59		
24	文書	60	文書の宛名及び本文	ア